

**平成 29 年度赤い羽根共同募金
テーマ型募金 実施団体の募集
【実施の手引き】**

～地域の課題 解決プロジェクト～



はじめに・・・

～赤い羽根共同募金～

平素は、赤い羽根共同募金運動にご支援ご協力賜り誠にありがとうございます。
赤い羽根共同募金助成金の財源は、地域の皆様から頂いた寄付金です。
和歌山県内でご寄付頂いた共同募金は、和歌山県内で行われる福祉活動に助成させて頂いております。共同募金は「和歌山の町を良くするしくみ。」です。

～共同募金ってどんなことに使われているの～

「共同募金は知っている」「でもどんなことに使われているのか知らない」というご意見を沢山頂きます。本会では、県民の皆様にも、共同募金の使い途のご報告をきちんとお届けするためにも、使い途の広報活動を一層充実させていきたいと思っています。

～じぶんの町を良くするしくみ。～

和歌山の町を良くするためにも、共同募金へのより一層のご支援を頂ければと思いますので宜しくお願い致します。

※大規模災害時には全国の共同募金会が協力して被災者支援をいたします。

目 次

【実施要項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～5
テーマ型募金 活動イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(様式1)赤い羽根共同募金パートナー認定団体 認定申請書・・・・・・・・	7
(様式2)赤い羽根共同募金パートナー認定団体 企画書・・・・・・・・	8～9

テーマ型募金【実施要項】

～地域の課題 解決プロジェクト～

1 目的

～共同募金ってどんなことに使われているの～を明確にした募金活動を実施し、共同募金会・赤い羽根共同募金パートナー認定団体（以後「パートナー認定団体」という）・地域住民が協働して地域課題を解決することにより共同募金運動の活性化を図ります。

2 事業内容

本会の認定を受けた施設や団体(パートナー認定団体)が取り組む緊急を要する課題や新たな課題の解決のための活動に必要となる資金について施設や団体自らが共同募金として寄付を募り、課題解決に取り組む助成テーマを明確にした事業です。

寄付者は、それぞれのパートナー認定団体に取り組む具体的な課題[テーマ]を選んで寄付することにより、地域の福祉課題について関心をもつきっかけとなり、地域福祉への参画性を高めることができます。

パートナー認定団体は、共同募金というしくみを活用して、解決したい課題[テーマ]を広く県民の方に訴え、課題解決に取り組むことができます。

3 参加団体の対象となる活動分野

福祉に係る社会課題、地域課題など公的な制度では解決できない様々な課題の解決に取り組む活動とします。

活動事例) 高齢者の社会からの孤立防止に関する活動

子どもの貧困対策に関する活動

虐待を受けている人の保護活動

犯罪被害者家族などへの支援活動

その他地域の課題解決に取り組む活動など

※申請する活動内容については、予め本会にご相談下さい。

4 認定対象施設・団体

- A H29 年度 3 月 31 日現在開所している県内に所在する社会福祉法人の経営する社会福祉事業に基づく施設又は事業所並びに更生保護事業法に定める更生保護施設
- B 平成 29 年 3 月 31 日現在認証されていて県内に所在する社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人
- C 平成 29 年 3 月 31 日現在 1 年以上の活動実績があり、県内に所在する広域で社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行う団体

5 助成対象経費

原則として申請事業の実施、目標達成に必要な経費とし、主に次に掲げる経費

講師謝金・旅費交通費・印刷製本費・通信費・賃借料・消耗品費・備品購入費等

事業の実施に必要な経費。事務的な経費や人件費は対象外。

その他本会が認める経費

6 事務経費

寄付金の入金管理や資材作成、広報など、一般の共同募金運動と同様に支援いたします。

そのため、事務手数料として募金実績額の 10%をパートナー認定団体から本会にお支払いただきます。

事務手数料は、助成金の送金の際に控除させていただきます。

7 スケジュール

■ パートナー認定申請募集・受付	平成 29 年 9 月 1 日～10 月 31 日
■ パートナー認定・目標額設定	平成 29 年 11 月
■ 募金活動準備	平成 29 年 11 月～12 月
■ 募金活動	平成 30 年 1 月 1 日～3 月 31 日
■ 助成決定	平成 30 年 3 月
■ 助成事業実施	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
■ 事業完了報告	事業完了後速やかに提出 平成 31 年 4 月 30 日締切

8 募金運動及び助成事業実施について

<p>■ パートナー認定申請方法</p> <p>次の書類を、受付期間内に本会へ提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出方法 郵送可（当日消印有効） 持参の場合は、土日祝日以外 ・ 認定申請の手引き【実施要項】及び申請書様式は本会HPに掲載 ・ 添付書類はA4サイズに揃えて順番に綴って下さい。 <p>(様式1)赤い羽根共同募金パートナー認定団体 認定申請書 (様式2)赤い羽根共同募金パートナー認定団体 企画書</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①定款又は会則等 ②役員名簿 ③前年度(H28年度)貸借対照表・財産目録（又は会計報告）、事業報告書 ④事業概要についての参考資料（見積書など） ⑤法人・施設・団体のパンフレット等概要書（活動内容が分かるもの） ⑥その他本会が必要とするもの 	<p>平成 29 年 9 月 1 日～ 10 月 31 日</p>
<p>■ パートナー認定・目標額設定</p> <p>パートナー認定団体に決定した団体に、「赤い羽根共同募金パートナー認定通知書」を交付します。</p> <p>また、共同募金助成希望額をもって共同募金目標額を設定します。</p>	<p>平成 29 年</p>
<p>■ 募金活動準備</p> <p>募金活動を実施するに当たり、本会から次の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募金資材の提供・貸与 専用振込用紙・その他募金資材（募金箱・羽根・・・） 本会のデザインコンテンツデータの提供 ・ チラシの作成 本会でデザインを統一して一括発注 ・ 広報支援 本会HPやその他テレビやラジオ等での広報 <p>※領収書については、基本的には振込用紙の受領書をもって領収書にかえる 但し、税制上の優遇措置を希望される場合は申し出により本会より領収書を発行</p>	<p>11 月</p>

<p>■募金活動</p> <p>実際に募金活動を行っていただくのは次の期間となります。</p> <p>募金活動期間：平成30年1月1日～3月31日</p> <p>寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を和歌山県共同募金会へ送金頂きます。</p>	<p>平成30年 1月1日～ 3月31日</p>
<p>■助成決定</p> <p>実績額に応じて助成をいたします。</p> <p>但し、事務手数料として募金実績額の10%をパートナー認定団体から本会にお支払いただきますので、その分を控除した金額を助成決定いたします。</p> <p>なお、募金実績が目標額を超過した場合は、事業計画等について本会と協議を行った上で助成をすることとします。</p>	<p>平成30年 3月</p>
<p>■助成事業実施</p> <p>計画に基づき、次の期間内に事業を実施して下さい。</p> <p>助成事業実施期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>なお、事業計画に変更が生じた場合は本会と協議を行った上で事業実施をすることとします。</p>	<p>平成30年 4月1日～ 平成31年 3月31日</p>
<p>■事業完了報告</p> <p>助成事業完了後は速やかに完了報告書を本会に提出して下さい。</p> <p>なお、事業費減額等により助成金に余剰金があった場合は、その分を精算(返金)して頂きます。</p>	<p>平成31年 4月30日締切</p>
<p>■その他</p> <p>本事業の実施に当たり、不適正なことが起こった場合は、パートナー認定及び助成金を取り消します。</p>	

10 欠格要件

- ・利用者の直接的な処遇に関係しない事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・対象がその関係者に限定されるもの
- ・助成金以外の財源によって運営が可能なもの
- ・地域の寄付者から信頼されていないもの
- ・行政所管庁の受託事業
- ・公設民営施設（指定管理者制度によるものを含む）
- ・主として営利収入をもって経営している事業（みなされるものを含む）
- ・介護保険制度に係る施設又は事業所、サービス及び事業
- ・公益事業及び収益事業に係る施設又は事業所・サービス及び事業
- ・事務的な事業（それに流用できる事業を含む）
原則パソコン・複合機・プリンターの購入や人件費は対象外
- ・その他不相当と認めたもの

11 その他

- ・申請は、1施設(団体)1事業に限ります。
- ・同一法人が申請できる施設は1施設とします。
- ・提出書類不備の場合は、審査対象外となります。
- ・助成決定以前に購入した備品の支払い等事前に着手した事業は対象となりません。
- ・募金活動時の、寄付金は、「共同募金」として本会へ全額を送金頂きます。
- ・助成決定後、助成金送金は法人・施設・団体名義の通帳への振込となります。
個人名義通帳への振込はできませんので予めご了承ください。
- ・ご提供頂いた個人情報については、助成金の審査、決定等に関わる助成事業の実施のために使用させていただきます。

12 お問い合わせ

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
社会福祉法人和歌山県共同募金会

TEL 073-435-5231 Fax 073-435-5232

Mail info@akaihane-wakayama.or.jp



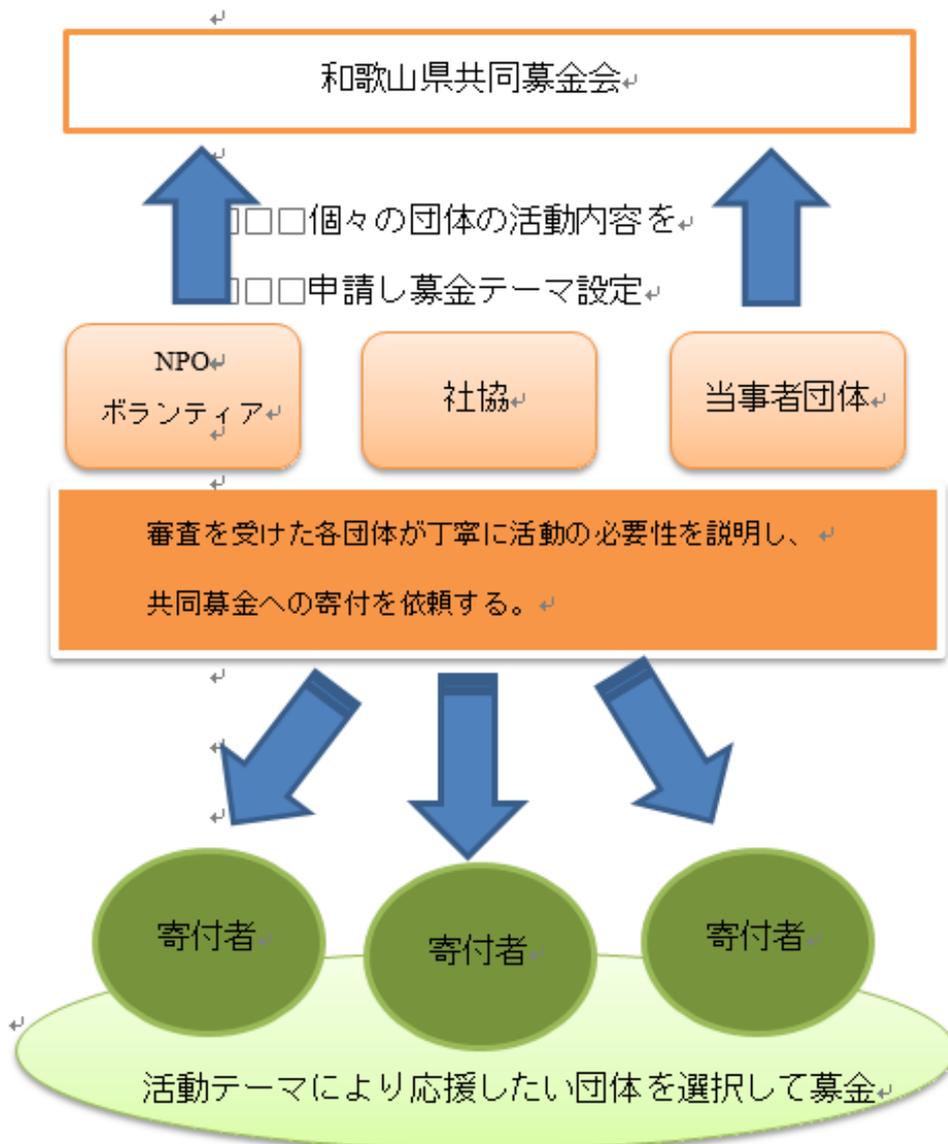
<http://www.akaihane-wakayama.or.jp>

赤い羽根

検索

～テーマ型募金～活動イメージ

地域住民に直接訴えながら募金活動を行う。



(様式 1)



平成 29 年 月 日

～地域の課題 解決プロジェクト～
平成 29 年度赤い羽根共同募金 テーマ型募金
パートナー認定団体 認定申請書

社会福祉法人和歌山県共同募金会会長 様

法人の名称	
代表者の職名及び氏名	印
法人所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
法人設立年月日	年 月 日 設立
会員数等	

パートナー認定団体として、共同募金運動に参加して次の課題解決のため活動を行いたく申請致します。

施設・団体の 主な活動内容	
申請事業名 (解決したい課題)	
課題の解決方法	
課題解決のための 総事業費 共募助成申請額	総事業費 円 共募助成希望額 円 (本事業の共同募金目標額)

<添付書類>

(様式 2) パートナー認定団体 企画書

- ① 定款又は会則等
- ② 役員名簿
- ③ 前年度の貸借対照表・財産目録(又は会計報告)・事業報告書
- ④ 事業概要についての参考資料(見積書等)
- ⑤ 法人・施設・団体のパンフレット概要書(活動内容がわかるもの)
- ⑥ その他本会が必要とするもの

事務担当者	
職名及び氏名	
電話・FAX	
Emil アドレス	

(様式2)



～地域の課題 解決プロジェクト～
平成29年度赤い羽根共同募金 テーマ型募金
パートナー認定団体 企画書

【助成：課題解決】

申請事業名 (解決したい課題)	
課題の解決方法	(対象者)誰のために行う活動ですか？
	(場所) どこで活動を行いますか？
	(方法)どのような方法で課題の解決を行いますか？
	(時間・頻度) 課題解決のためのスケジュールは？
	(体制)どのような体制で課題の解決に当たりますか？
	(体制)協働団体等がありますか？
	(目標)どこまで達成しようとしていますか？
	(経費)どのくらいの費用が必要ですか？ 総事業費 _____ 円 うち 共募助成希望額 _____ 円 (本事業の共同募金目標額)

【募金：寄付金を募る】

寄付金の募り方	(募金対象者)誰に募金を呼び掛けますか？対象者を想定
	(思い)募金活動時に何を伝えますか？伝える内容を整理
	(方法) どのような方法で集めますか？
	(時間・頻度)募金活動のスケジュールは？
	(活動資材) 募金活動に必要なものはありますか？

【広報：助成事業や募金事業の成果を広く報告】

広報の方法	(対象者) 誰に対して広報しますか？
	(方法)どのような方法で広報しますか

事務担当者	
職名及び氏名	
電話・FAX	
Emil アドレス	

～共同募金ってどんなことに使われているの～



高齢者サロン活動

平成 23 年台風 12 号災害



災害ボランティア活動支援



給食サービス・安否確認



ハートフルチェック高齢者声掛け訪問



児童・高齢者交流会



笑顔あふれるこどもカフェ



福祉車両の購入

おでかけワゴン購入
災害時には避難車



子育てサロン活動

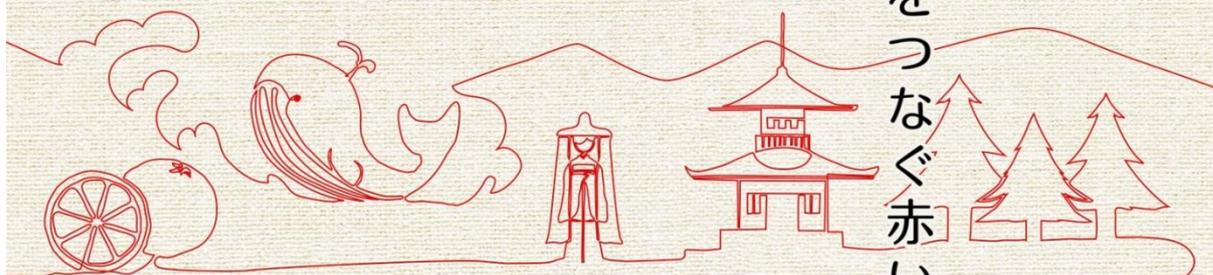


和歌山でご協力頂いた赤い羽根共同募金は和歌山の町を良くするために役立てさせて頂いております。ありがとうございます。



和歌山県共同募金会

ささえあう心
和歌山をつなぐ赤い羽根



今までも
これからもずっと
地域の福祉のために
赤い羽根は
小さなことを続けていきます

赤い羽根共同募金



<http://www.akaihane-wakayama.or.jp>

赤い羽根 和歌山 検索



おかげさまで70周年